

農場管理シート・現地確認チェックリストの記載例

現地確認を受ける農業者は「農場管理シート」を、
現地確認を実施する者は「現地確認チェックリスト」を記載してください。

現地確認を実施する者は、「農場管理シート」の内容について、現地確認を受ける
農業者に直接の聞き取り等を行い、適切に取組が実施されていることを確認してください。

1. ほ場

- ほ場地図は取組を行うすべてのほ場について作成してください。地図にはほ場の形状やその周辺のほ場、道路、水路等の状況がわかるように記載してください。ほ場ごとに作成する必要はありません。
- 複数の取組ほ場がある場合は、ほ場情報及びほ場地図から、使用禁止資材が飛来・流入するリスクが高いほ場を選択し、現地確認を実施してください。
- 「区分（開始時期）」の欄に、「有機」、「転換期間中」のどちらかを記載してください。どちらを記載するかは、以下のとおり判断してください。
 - 有機JAS認証を取得している場合
「有機」と記載してください。転換期間の認証を得ている場合は「転換期間中」と記載してください。
 - 有機JAS認証を取得しておらず、令和4年度以前から環境直払を受けている場合
令和3年度以前（多年生植物にあっては令和2年度以前）から有機農業の取組で環境直払を継続して受けている場合は「有機」と記載してください。
それ以外の場合は「転換期間中」と記載してください。
(例) H30年度からりんご（多年生植物）で環直を受けている場合 → 「有機」
R4年度から水稲（一年生植物）で環直を受けている場合 → 「転換期間中」
 - 有機JAS認証を取得しておらず、令和5年度から環境直払を受ける場合
全ての者が「転換期間中」と記載してください。

【農場管理シート「(1) ほ場」の記載例】

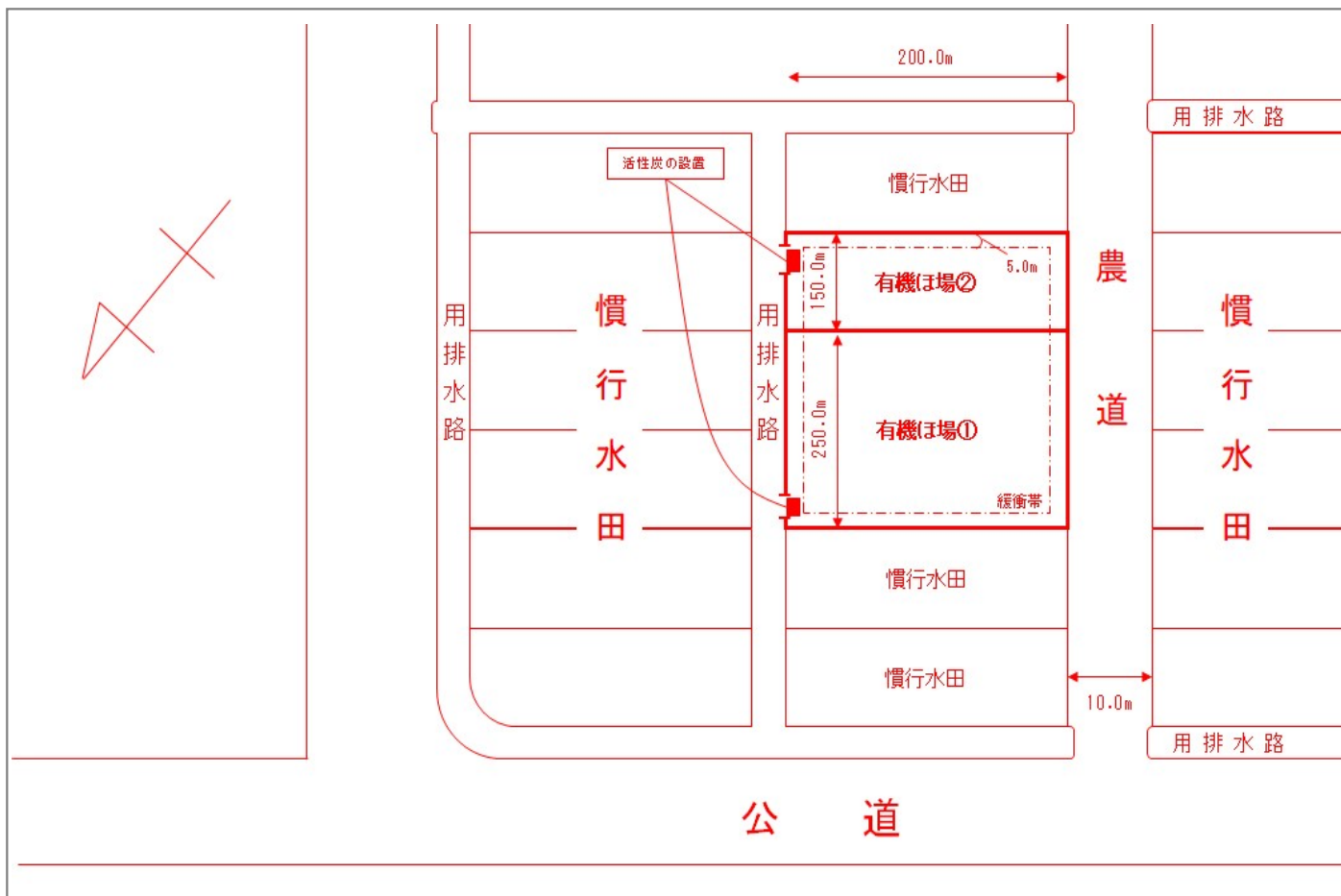
ほ場名	所在地	面積 (a)	作物名	区分 (開始時期)	緩衝帯設 置の有無	水管理実施の 有無 (水稲のみ)	収穫 予定時期
ほ場①	〇〇市 △△〇-〇	500	米	有機 (H27.5)	有	有	10月上旬
ほ場②	〇〇市 △△□-□-□	300	米	転換期間中 (R4.5)	有	有	10月上旬
ほ場③	〇〇市 〇〇町△一△	20	ほうれん草	有機 (H12.4)	有	-	12月中旬

※ 1 ほ場 1 筆ごとの状態が把握できる地図を添付すること。

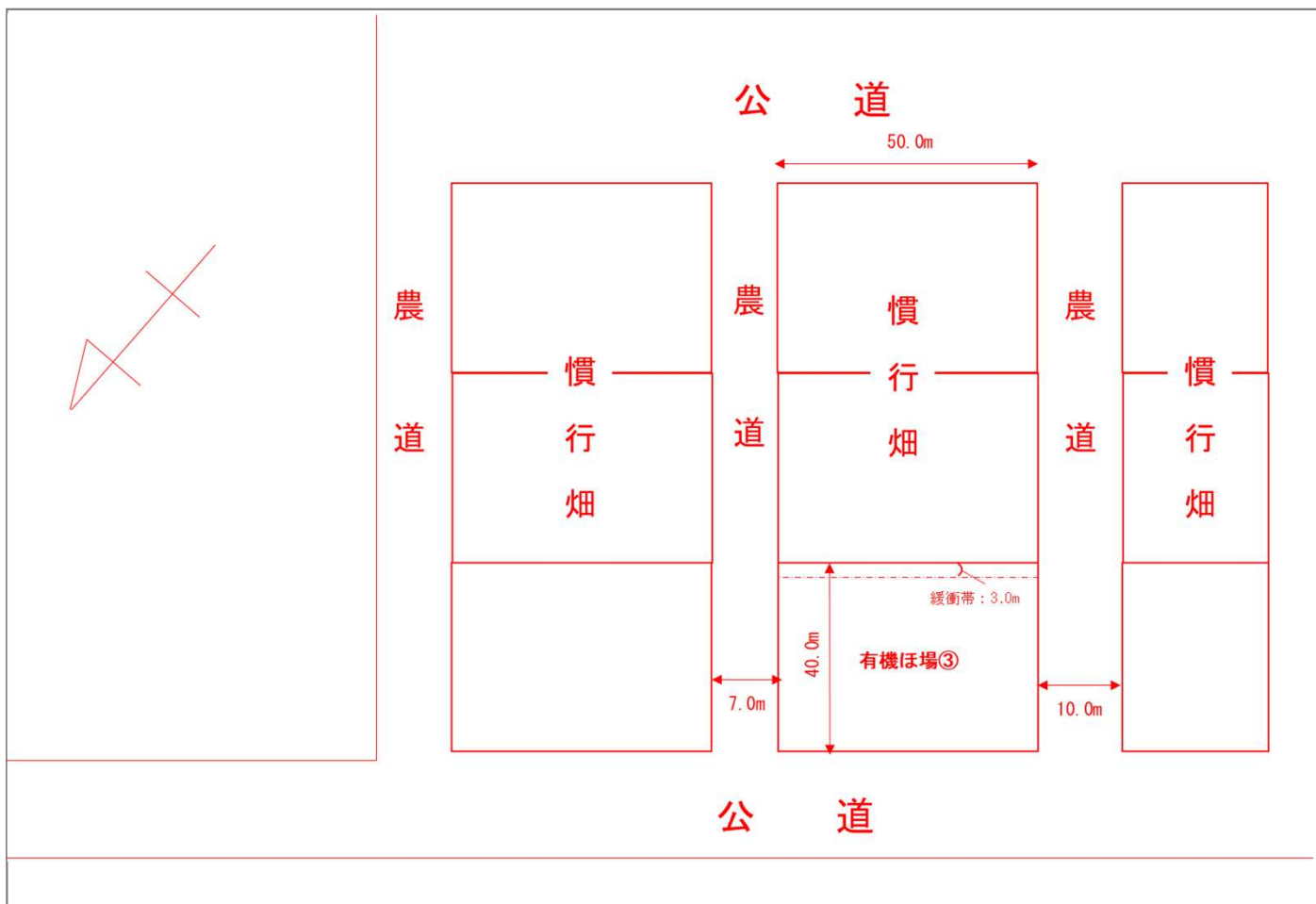
※ 2 同一ほ場であっても、使用資材等の管理が異なるほ場は個別に記載すること。その場合、所在地はすべて同じ記載とすることができる。

※ 3 区分には「有機」又は「転換期間中」と記載する。

【ほ場地図記載例：水田の場合】



【ほ場地図記載例：畑の場合】



2. 使用資材

(1) 有機農産物のJASの別表に掲載された資材の使用

- 有機農産物のJASの別表に掲載された資材は、無条件で使用できるわけではなく、次の**有機農産物のJAS第4条**に規定された条件を満たす場合にのみ使用することができます。

ほ場における肥培管理に当たっての別表1の肥料及び土壌改良資材の使用

ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合。

ほ場又は栽培場における有害動植物の防除に当たっての別表2の農薬の使用

農産物に重要な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法によってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合。

- 有機農産物の日本農林規格（令和4年9月22日農林水産省告示1473号）
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-55.pdf



(2) 別表1の肥料及び土壌改良資材の評価

- 有機農産物のJASに適合する肥料及び土壌改良資材は、次のア～ウの条件全てを満たすものです。

ア 有機農産物のJASの別表1に掲載されており、その基準を満たすこと
イ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
ウ 原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないこと

- **原材料や製造工程の情報が入手できない、又は不明の場合、有機農産物のJASへの適合性が確認できないため、当該資材を使用することはできません。**
- また、**自給資材を使用する場合**も、資材の適合性を登録認証機関に示せるよう、同様の**証拠書類**が必要です。
- 有機農産物のJAS資材評価手順書（令和3年10月現在）
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki_shizai-1.pdf



(3) 別表2の農薬の評価

- 有機農産物のJASに適合する農薬は、次のア及びイの条件全てを満たすものです。

ア 有機農産物のJASの別表2に掲載されており、その基準を満たすこと イ 組換えDNA技術を用いて製造されていないこと
--

- **別表2に基準がある場合**は、当該基準を満たしている**証拠書類**が必要です。
- 農林水産省の農薬登録情報提供システムで検索すれば、別表2の農薬に該当するか確認できます。
- 農薬登録情報提供システム
<https://pesticide.maff.go.jp/agricultural-chemicals/name-search/>



(4) 留意事項等

- 一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リストに掲載された資材である場合は、「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。

詳細は以下URLをご確認ください。

有機資材リスト掲載一覧表

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki_shizai_risuto.html



- 使用した資材が別表1又は別表2に該当するかどうかは、**申請者自身が確認し、証明ができる書類を提出**してください。
- 有機農産物規格の別表1、2に掲げる資材のうち、目的を限定してその使用が認められている資材については「使用目的」欄に記載してください。
- 当該交付金では、発生予察事業における警報が発令され、当該警報に基づく防除を行うときは、化学合成農薬を使用することができます。その際は、都道府県等が警報を発令したことがわかる書類を提出してください。（植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項）

【農場管理シート「(2) 使用肥料及び土壌改良資材」の記載例】

資材等の名称	製造者名等	使用目的	使用時期	備考
①堆肥 (堆肥の原材料)				
牛ふん堆肥 稲わら、牛ふん	自給		令和5年3月上旬	ほ場①、②
②肥料				
有機〇〇	〇〇肥料(株)		令和5年5月上旬	ほ場③
③土壌改良資材				
〇〇	〇〇農材(株)	pHの調整に使用	令和5年5月上旬	ほ場③

【農場管理シート「(3) 使用農薬」の記載例】

農薬名(剤型等、商品名)	製造者名等	使用目的	使用時期	備考
〇〇乳剤(ほうれんそう)	〇〇農薬(株)	〇〇のため	令和5年5月2日	ほ場③

チェック項目①

多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用していない。

- 使用禁止資材を使用していない
- 使用禁止資材を使用している

使用禁止資材を使用している場合、理由を選択すること。

- 都道府県より発生予察事業における警報が発令されたため
- その他(

3. 有害動植物の防除

- 耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行ってください。ただし、これらのみによっては有害動植物を効果的に防除できない場合は別表2の農薬を使用することができます。
- 農場管理シート、現地確認チェックリストの項目は複数選択が可能です。取り組んでいる内容すべてにチェックを入れてください。

【農場管理シート「(4) 有害動植物の防除」の記載例】

- 耕種的防除(適地適作の作物や品種の選定、健全種苗の利用、耕起・中耕、被覆植物の利用等)
- 物理的防除(種子の比重選、光線の遮断、誘蛾灯・防蛾灯の利用、防虫用ネット・粘着トラップの利用、人力又は機械的な除草等)
- 生物的防除(拮抗微生物の利用、捕食性及び寄生性天敵の利用等)

チェック項目②

有害動植物の防除を適切に実施しているか。

- 実施している
- 実施していない

実施している場合、該当する技術名を選択すること。

- 耕種的防除(適地適作の作物や品種の選定、健全種苗の利用、耕起・中耕、被覆植物の利用等)
- 物理的防除(種子の比重選、光線の遮断、誘蛾灯・防蛾灯の利用、防虫用ネット・粘着トラップの利用、人力又は機械的な除草等)
- 生物的防除(拮抗微生物の利用、捕食性及び寄生性天敵の利用等)

4. 種子、苗など

- 原則として、有機農産物規格の有機農産物の生産の方法の基準に適合する種苗を使用してください。
- ただし、通常の方法により入手が困難な場合や、品種の維持更新に必要な場合には、例外が認められる場合もあります。詳細は、有機農産物検査認証制度ハンドブック（令和3年8月版）のP.38を参照してください。
(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-217.pdf)
- 果樹等の多年生作物については、交付金を受ける年度に、ほ場において挿し木等による繁殖を行っていない場合、「作物名」の欄に「該当なし」と記載してください。当該年度に挿し木・接ぎ木等を行った場合は、使用した苗木、穂木、台木等について記載してください。

【農場管理シート「(5) 使用種苗」の記載例】

作物名	種・苗の別	入手方法	購入先	種苗の種類	使用農薬名	有機種苗の入手困難な理由	備考
米	種	自家採種		有機			ほ場①、②
ほうれん草	種	購入	〇〇種苗(株)	非有機(農薬使用)	チウラム	品種の維持更新	ほ場③

チェック項目③

使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか。

- 使用している
 使用していない

使用していない場合、該当する理由を選択すること。

- 有機種苗の販売がない・価格が著しく高いため
 品種の維持更新のため

5. 周辺からの飛散防止又は流入防止措置

- 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように、必要な措置（緩衝帯の設置及び水管理（水稻取組ほ場のみ））を講じてください。
- 緩衝帯の設置が必要な場合は、「慣行ほ場が隣接している場合」※であり、水管理が必要な場合は、「上流に慣行ほ場があり、用排水兼用水路を利用している又は田越しかんがいである場合」です。

※ 慣行ほ場が隣接している場合とは、有機JAS認証を取得している近隣ほ場における緩衝帯の幅を参考とし、その幅よりも近くに慣行ほ場がある場合とします。近隣に参考とするほ場がない場合は、少なくとも1m以内に慣行ほ場がある場合とします。

(1) 緩衝帯の設置

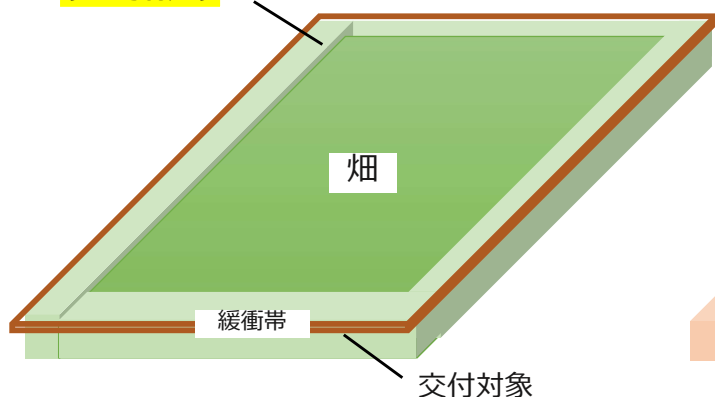
- 緩衝帯の設置については、周辺に慣行ほ場がない、慣行ほ場との間に道路等があるなど、ほ場の状況により設置の有無や設置幅は異なりますが、近隣の有機JAS認証取得者の状況を参考としてください。参考とする事例がない場合は、原則周辺のほ場から1m確保してください。

- 緩衝帯部に①作物を作付けし、②取組ほ場と同様の管理を実施し、③販売目的で栽培した場合は、当該部も交付対象となります（図1）。上記の①～③の条件を1つでも満たさない場合は、緩衝帯部は交付対象とはなりません（図2）。

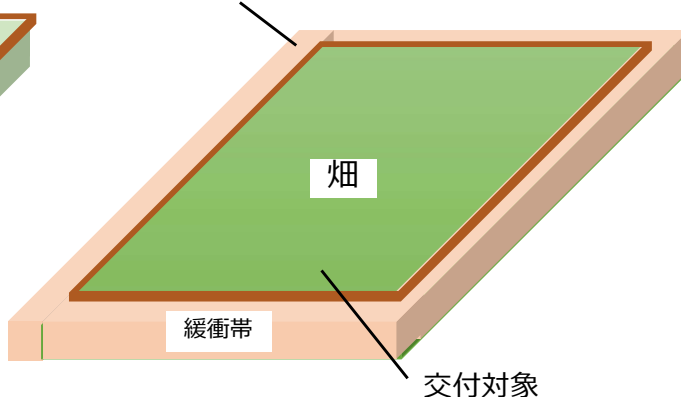
図1：緩衝帯が交付対象に含まれる場合

図2：緩衝帯が交付対象に含まれない場合

- ①緩衝帯に対象ほ場と同じ又は異なる作物を作付
 - ②取組ほ場と同様の管理
 - ③販売目的で栽培
- の**すべてを満たす**

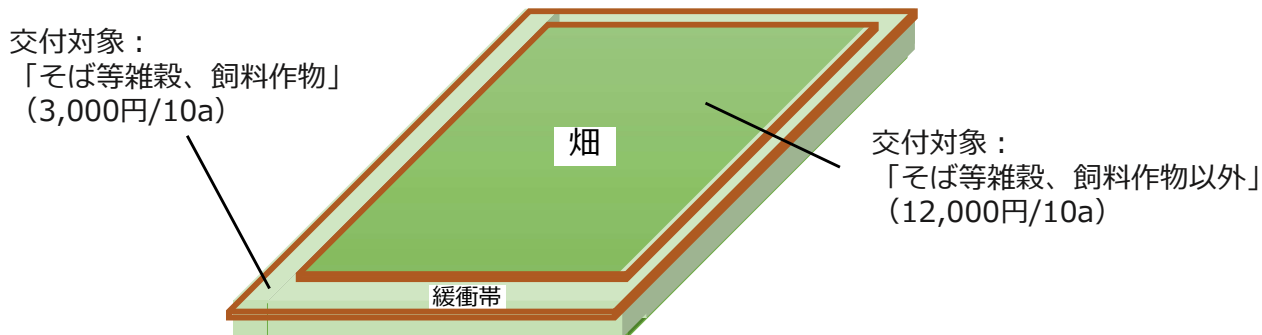


- ①緩衝帯に対象ほ場と同じ又は異なる作物を作付
 - ②取組ほ場と同様の管理
 - ③販売目的で栽培
- を**いずれか1つでも満たさない**



- 取組ほ場が「そば等雑穀、飼料作物以外」を栽培しているが、緩衝帯部には「そば等雑穀、飼料作物」を栽培、同様の有機管理を行い、かつ販売している場合は、緩衝帯部の交付単価は3,000円/10a となります（図3）。

図3：緩衝帯部に「そば等雑穀、飼料作物」を作付けした場合



【農場管理シート「(6) 周辺から使用禁止資材が飛来、又は流入しないような措置」の記載例】

① 緩衝帯の設置

具体的な措置内容	近隣ほ場との 隔離距離 (m)	備考
緩衝帯を設置した。	5	ほ場①、②
緩衝帯を設置した。	3	ほ場③
近隣に農場が存在しないため、措置を講じていない。	0	ほ場④
道路等により近隣ほ場と区分されている。	0	ほ場⑤

(2) 水管理（水稲取組ほ場のみ）

- 河川・井戸水・ため池などの使用禁止資材が混入していない用水や用排水分離水路から取水する用水等を利用する場合、特段の措置は必要ありませんが、用排水兼用水路から取水する場合や棚田などの田越しかんがいの場合は、水口への活性炭や浄化水田の設置等の取組を実施してください（図4～7）。
- なお、浄化水田等に①水稲を作付けし、②取組ほ場と同様の管理を実施し、③販売目的で栽培した場合は、当該部も交付対象となります（図6、7）。

図4：用排水分離【水管理不要】

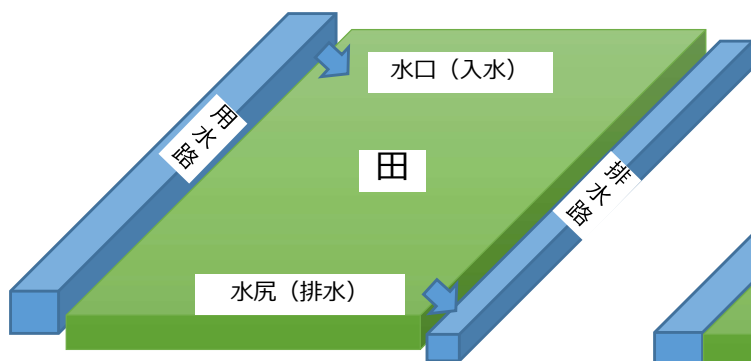


図5：用排水兼用（活性炭の設置）【水管理必要】

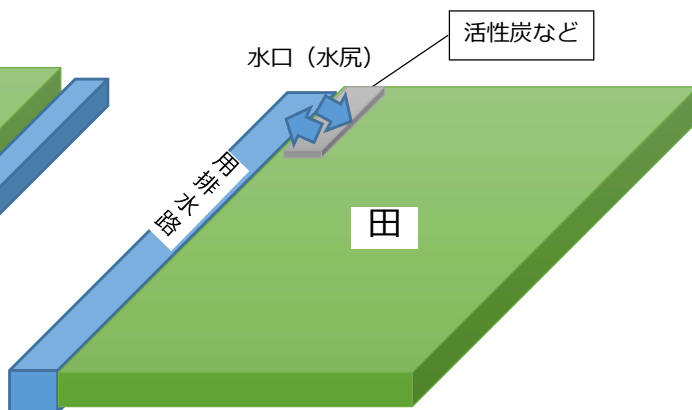
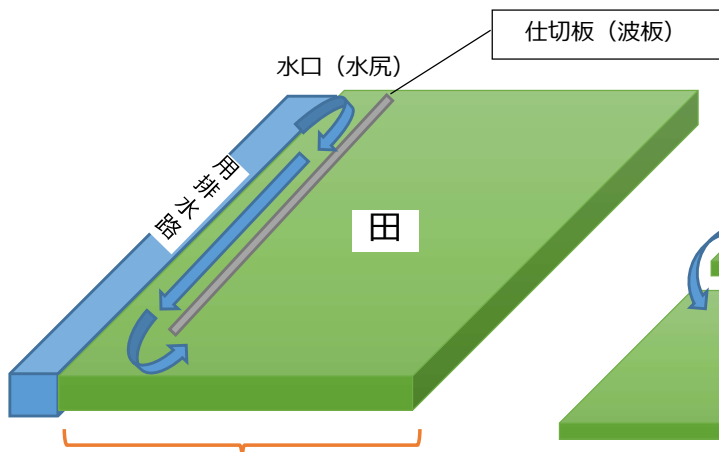


図6：用排水兼用（浄化水田の設置）

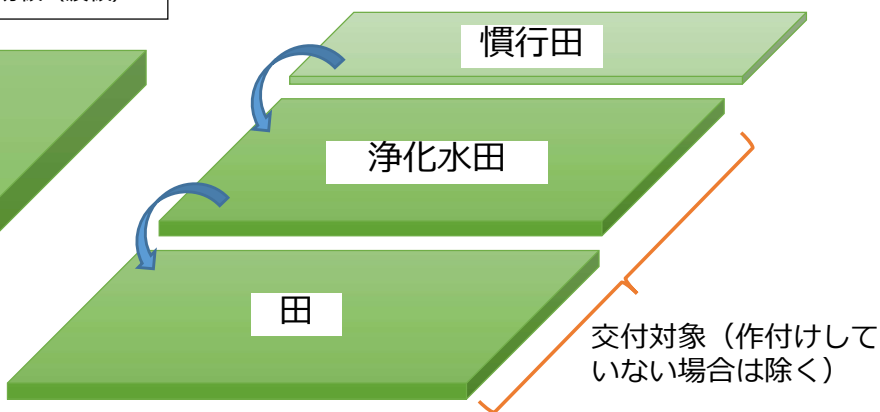
【水管理必要】



交付対象（作付けしていない箇所は除く）

図7：田越しかんがい（浄化水田の設置）

【水管理必要】



交付対象（作付けしていない場合は除く）

【農場管理シート「(6) 周辺から使用禁止資材が飛来、又は流入しないような措置」の記載例】

②水管理（水稲取組ほ場のみ記載）

具体的な措置内容	備考
水口に活性炭を設置した。	ほ場①、②
浄化池を設置した。	ほ場④
用排水兼用水田ではないため、措置を講じていない。	ほ場⑤

(3) 機械・器具

ほ場に使用禁止資材が混入しないよう、慣行農業と兼用で使用している機械・器具については洗浄するようにしてください。

【農場管理シート「(6) 周辺から使用禁止資材が飛来、又は流入しないような措置」の記載例】

③機械・器具

機械・器具名	有機専用 慣行併用	個人使用 共同使用	保管場所	洗浄方法	備考
田植機	有機専用	個人	納屋	-	ほ場①、②
コンバイン	慣行併用	共同	共同保管庫	水洗	ほ場①
耕うん機	慣行併用	共同	共同保管庫	使用前に水洗	ほ場③

チェック項目④

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じているか。

- 講じている
- 講じていない

6. 組換えDNA技術の利用

種子・苗や生産資材等、生産過程で使用するものについて、組換えDNA技術が用いられていないものを利用してください。

【農場管理シート「(7) 組換えDNA技術の利用」の記載例】

- 組換えDNA技術を利用しない。

チェック項目⑤

組換えDNA技術を利用しているか。

- 利用していない
- 利用している

7. 放射線照射の利用

収穫以前の生産過程において、放射線照射を利用することはできません。

【農場管理シート「(8) 放射線照射の利用」の記載例】

- 放射線照射を行わない。

チェック項目⑥

放射線照射を行っているか。

- 行っていない
- 行っている

8. 誓約

- 有機農業を実施する場合は、継続的に実施してください。コーデックスガイドラインにおいて、「有機農産物生産への転換中の区域は、転換済みの区域と同様に、有機農法と慣行農法を交互に行ってはならない（交互に切り替えてはならない）」と規定されています。
- 同一ほ場における転換期間中の支援は1度（2年又は3年）となります。転換期間は多年生の植物から収穫される農産物にあつては3年間、それ以外の農産物にあつては2年間となります。



【農場管理シート「2 誓約」の記載例】

- 有機農業を継続的に実施します。



農業者には必ずチェックを入れてもらってください。
また、市町村は必ず確認した上で、現地確認を実施してください。

<有機JAS関係の参考URL>

- 有機農産物の検査認証制度ハンドブック（令和3年8月版）
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-217.pdf

- 有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A
（令和4年10月現在）
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-74.pdf

- はじめての人のための有機JAS規格
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/hajimete-2601.pdf
